認定申請Q＆A

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | Q（質問） | A（回答） |
| １ | マンションの会計年度が過ぎてしまったが、集会（総会）が開催されていないため、前年度の総会資料等で申請は可能なのか。 | マンションの会計年度を過ぎてしまった場合は、直近前年度となってしまっているため、集会（総会）開催後に申請してください。原則、マンションの会計年度を過ぎ、集会（総会）開催が終了するまでは申請することができません。 |
| 2 | 認定申請書類一式を提出して、チェックしてもらっている間に、マンションの会計年度を過ぎてしまった場合はどうすればよいのか。 | まちみらい千代田や千代田区でのチェック中に、申請マンションの会計年度を越えないように申請時に確認します。ただし、諸事情により会計年度を越えてしまった場合は、会計年度終了後、集会（総会）を開催し、その集会後に再申請してください。 |
| 3 | 認定申請にあたり、1つでも基準を満たさないと認定されないのか。 | 管理計画認定制度は要件すべてを満たさないと認定されません。 |
| 4 | 長期修繕計画中の「ガス設備」や「給排水管」などの設備はあるが、設備が壊れにくい・劣化しにくい資材を使用しており、改修の必要のないものについては記載しなくても良いのか。 | 設備があれば項目に入れる必要があります。費用計上していない、できないものについては、費用計上していない理由を備考欄や欄外に記載してください。 |
| 5 | 管理費や修繕積立金支払いに関して収納代行会社を使っている。そのため、決算書類に預け金・預かり金が発生している。この場合も修繕積立金会計から管理費会計へ資金を充当しているとみなされるのか。 | チェックするうえで、決算書類で内訳等が分からないものについては、その内容の確認および必要書類の提出をお願いしています。 |
| 6 | 長期修繕計画で、表の横計（期間内の合計額）が入っていないが申請に必要か。また、会社のシステム上、新たに行や列を増やすことができない場合はどうすればよいか。 | 行や列を新たに増やせない場合は、欄外もしくは備考欄等に記載してください。（欄外・備考欄に入力ができない場合は手書き記載してください。） |
| 7 | 長期修繕計画の詳細内訳で、項目はあるが修繕周期や費用が計上されていない場合はどうなるのか。 | 修繕周期が入っていない理由、費用が計上されていない理由をそれぞれ欄外や備考欄に記載してください。 |
| 8 | 認定制度申請を昨年の総会で承認した。申請を承認した次の期で認定申請を行う予定だが、再度総会承認が必要か。 | 昨年の総会でどのような内容で承認を得たのか確認してください。もし認定申請を承認した内容に期限があり、その期限を過ぎているのであれば再度承認が必要となります。承認内容に期限がない、もしくは期限を過ぎていない場合は再度総会承認の必要はありません。 |
| 9 | 千代田区の認定基準には独自要件がないとのことだが、今後も変わらないと考えて良いのか。 | あくまでも現時点では独自要件がないということであり、今後も変わらず独自要件がないということではありません。今後、独自要件が設定される際には、事前に広報紙やウェブサイト等で周知します。 |
| 10 | 長期修繕計画作成費用は、管理委託契約に入っているため、長期修繕計画の詳細内訳に記載していない。同じように工事監理費用も工事を責任施工方式で実施することを前提としているため記載していない。このような場合はどうすればよいか。 | 長期修繕計画作成費用が管理委託契約に入っているのであれば、その旨を欄外もしくは備考欄に記載し、管理委託契約書の写しを提出してください。工事監理費用も同様に、その旨を欄外もしくは備考欄に記載してください。 |
| 11 | 長期修繕計画に現行の計画、改定案①、改定案②の3種類の記載があるが、提出の際は問題ないか。 | 長期修繕計画に3種類の記載があっても構わないが、申請時点でどの計画が採用されたかが分かる書類（長期修繕計画が承認され、どの計画が採用されたかが分かる総会議事録）を提出してください。 |